別表六(二十三)の記載要領第１号中「第42条の12の５第１項（雇用者給与等支給額が増加した場合」を「第42条の12の５第１項（給与等の引上げ及び設備投資を行つた場合等」に、「所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第42条の12の４第１項」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第７号）第15条の規定による改正前の租税特別措置法（第３号において「平成30年旧措置法」という。）第42条の12の５第１項」に改め、同第三号を削り、同第二号中「「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⑭) ⒂ 又は ((1)＜(5)の場合又は(9)＜0.02若しくは(7)＝０の場合は０)」を「「税額控除限度額 ⑿又は(⑿＋⑯) ⒄ 」」に、「「税額控除限度額 (24)＋(26) (27) 」を「「税額控除限度額 (24)＋(28) (29) 」」に、「欄に記載した割合が次に掲げる事業年度の区分に応じそれぞれ次に定める割合」を「割合が0.05（その適用を受ける法人が中小企業者等（平成30年旧措置法第42条の12の５第２項第７号に規定する中小企業者等をいう。次号及び第５号において同じ。）である場合には、0.03)」に改め、同号(1)及び(2)を削り、同号を同第三号とし、同第一号の次に次の一号を加える。

２　租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第145号）第１条の規定による改正前の租税特別措置法施行令第27条の12の５第11項第１号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第４号に掲げる場合に該当する場合を除く。）には、「基準雇用者給与等支給額 (別表六(二十三)付表一「４」) (2)」の欄には、「１」と記載すること。

別表六(二十三)の記載要領第四号を削り、同第五号中「「当期税額基準額 ⑱×10又は20/100 ⑲ 」」を「「当期税額基準額 (21)×10又は20/100 (30) 」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「「当期税額控除可能額 ((⒂又は⒄)と⒆のうち少ない金額) ⑳ 」」を「「当期税額控除可能額 ((⑵又は(29))と(30)のうち少ない金額) (31) 」」に、「「⒂又は」」を「「⑵又は」」に、「「又は⒄」」を「「又は(29)」」に改め、同号を同第五号とし、同第七号から第九号までを削る。

別表六(二十三)の次に次の一表を加える。